

## 2015. 7. 16 記者会見での発言要旨

昨日、原子力規制委員会は、伊方3号機が新規規制基準に適合するとの判断を示しました。そして、川内原発が来月10日頃にも再稼働されそうです。今の政府は、多くの国民の反対にもかかわらず、原発の再稼働を強行する姿勢を崩していません。原発の再稼働について、政府は、原子力規制委員会が安全を確認した原発から再稼働させていくと言います。原子力規制委員会は、規制基準に適合しているかどうかを審査するだけで、安全性を審査するのではないと言います。結局、自分の責任で安全だと言う者が誰もいないのです。責任をとる者が誰もいないのです。そのような状況で原発を再稼働させていいはずはありません。川内原発の周辺自治体の中には、避難計画もできていないのだから再稼働に反対だとの意見を表明している自治体もあるということです。薩摩川内市だけの同意で、地元の同意があると言うべきではありません。今の政府のやり方は、福島第一原発の事故から何も学んでいないとしか言えません。安全保障関連法案を強行採決するやり方と同じで、多くの国民の反対意見を無視するのです。昨年12月の総選挙で圧倒的に勝ったとは言え、それは、経済政策を国民が支持したに過ぎません。安全保障政策についても、原子力政策についても、選挙の争点になっておらず、国民は、選挙においてその意思を表明できていません。原発の再稼働を推し進める前に、その是非について、国民の意向を確かめるべきです。

ところで、中部電力は、先月16日、浜岡原発3号機について再稼働の前提となる新規規制基準への適合性審査を原子力規制委員会に申請しました。これは、昨年2月14日に申請した浜岡原発4号機に次ぐものですが、私たちは、こうした中部電力の姿勢に強く抗議しました。

ご承知のとおり、浜岡原発は、プレート境界型の南海トラフ巨大地震が発生するだろうと予想される震源域の真上に立地する世界で一番危険な原子力発電所です。敷地内にはH断層が存在し、川や海岸を埋め立てた脆弱な地盤の上にある原発です。浜岡3、4号機は、原発史上最悪の事故を起こした福島第一原発と同じ古い沸騰水型の原子炉です。福島第一原発の事故原因は未だ究明されていません。津波だけでなく、地震動によって壊れた可能性があるのです。福島原発の事故原因が究明されるまでは、少なくとも同類型の原発の再稼働は認められるべきではないと考えます。

地理的に日本の中央付近に位置する浜岡原発がひとたび深刻な事故を起こせば、日本は壊滅してしまいます。東北地方太平洋沖地震について、現在でも、その具体的な発生メカニズムについて学者の見解が分かれています。そのような地震学の現

状を考慮すれば、予想されている南海トラフ巨大地震が起り得る最大の地震であるということはいき切れません。想定しているものよりもっと大きな地震が、原発の直下で発生するおそれがあります。

浜岡3号機は、昭和56年（1981年）に設置許可されたもので、とても古いもので、あと6年で40年になります。このような老朽化した原発を再稼働させるのは経済的にも合理的ではありません。多額の対策工事費は、総て、電気料金に上乘せられますし、既に溜まっている大量の使用済み燃料に加えて、再稼働すれば、更に多くの使用済み燃料が発生します。これらの使用済み燃料を10万年後まで安全に保管する方法はないのです。私たちの世代には、将来の世代に、更なる負担を強いる権利はないはずです。

中部電力は、周辺自治体のほとんどの住民が再稼働に反対しているという現実をも直視し、一日も早く、3号機だけではなく、4、5号機も再稼働を諦めるべきです。それが社会的な責任を負っている公共的企業である電力会社のあり方だと考えます。

中部電力が再稼働を諦めない以上、そして、政府の政策が変わらない以上、私たちは、司法に期待するしかありません。裁判所が積極的に審理を進め、争点を早く整理し、積極的に釈明し、福井地裁の大飯原発についての判決や高浜原発についての仮処分決定のような判断をしてくれることを期待します。福井地裁は、福島第一原発事故を経験した裁判所に対する多くの国民の期待に応えたものでした。原発の安全性について、行政に判断を委ねるのではなく、裁判所が自ら判断することを、国民は期待しています。福井地裁のこうした考え方を、静岡地裁もとってくれることを期待します。

弁護士 鈴木 敏 弘